

「デジタルコードレス電話の無線局の高度化に関する技術的条件」 に関する検討の進め方（案）

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」（諮問第2009号）のうち、「デジタルコードレス電話の無線局の高度化に係る技術的条件」に関し、以下のとおり調査を進めることとする。

1 検討対象システム及び調査事項

デジタルコードレス電話の無線局の高度化に係る技術的条件を策定するため、現在の利用環境や新たな利用ニーズを踏まえて以下の事項を調査・検討する。

- (1) 公衆PHSが利用している周波数帯等に拡張する際におけるデジタルコードレス電話との周波数共用条件の検討を行う。
- (2) 新たな周波数共用条件を踏まえ、周波数配置の最適化条件の検討を行う。
- (3) その他、現在の利用状況や将来の需要動向を踏まえ、必要に応じて既存無線システムの技術的条件の見直しについて検討を行う。

2 検討スケジュール

別紙1のとおり

3 その他

本件の検討事項について、委員会が調査研究のために必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために別紙2の運営方針で、「デジタルコードレス電話作業班」を設置することとする。

なお、必要に応じて、関係者をオブザーバーとして参加させることとする。

今後のスケジュール

年月	分科会・委員会	作業班
平成 31 年 4 月	4 / 1 1 委員会 ・ 検討開始（作業班の設置等） 4 / 2 6 分科会 ・ 検討開始報告	
5 月		5 月中旬 第 1 回作業班 ・ 調査検討事項・進め方の確認 ・ 共用方策の概要
6 月 ～ 8 月		 (適宜開催) ・ 周波数共用条件の検討 ・ 技術的条件の検討
9 月	委員会 ・ 委員会報告案最終とりまとめの検討 ・ 意見募集の実施 (募集期間一箇月) 	
1 0 月	委員会 ・ 委員会報告案最終とりまとめの検討 等	
1 1 月	分科会 ・ 答申審議（予定）	

デジタルコードレス電話作業班運営方針

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会（以下「委員会」という。）主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班主任は、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任から指名された者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査研究及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (4) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (6) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

以上